

# 施設所有管理者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 施設所有管理者特約条項 昇降機特約条項 他



# はじめに

安心して企業活動を行うために…



## 施設所有管理者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険 のご案内

企業活動には常にさまざまな危険が存在します。第三者に対する賠償事故もそのうちの一つであり、建物の所有者・使用者の皆さんにおかれましては、日頃より施設・設備の改善等の事故発生予防対策に万全を期しておられることと存じます。

しかしながら、特に最近の賠償意識の高まりにより、貴社の過失により大きな事故が発生した場合には、高額な賠償金の支払いを余儀なくされる可能性もあります。

このような事態が発生した場合に経営を守る備えのひとつとして、施設所有管理者賠償責任保険および昇降機賠償責任保険をぜひお役立てください。

### 企業に発生する法律上の賠償責任の例

※万一の事故発生時の対応については、事故状況に応じて、お客様の責任を判断させていただきます。

#### 不法行為 責任 (民法709条)

故意または過失により第三者の権利を侵害した場合、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことを不法行為責任といいます。

#### 工作物 責任 (民法717条)

土地の工作物の設置または保存のかし(欠陥)により第三者に損害を生じさせた場合、そのかしの原因をだれが作り出したかにかかわらず、一次的にはその工作物の占有者が責任を負い、占有者が損害の発生を防ぐために必要な注意をしたことを証明したときに、最終的に所有者が責任を負うことを工作物責任といいます。

#### 使用者 責任 (民法715条)

業務遂行のために従業員等(被用者)を使用する者(使用者)が、その被用者が業務遂行上第三者に与えた損害に対して責任を負うことを使用者責任といいます。

業務拡大へのさらなる努力とともに、安心経営のための備えが必要です。

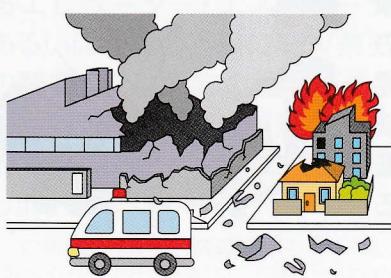
## 施設所有管理者賠償責任保険で対象となる事故例

### 各種施設・設備等の構造上の欠陥や管理の不備による事故

- 1 ビルの防火体制の不備により火災が広がり、ビルの利用者に死傷者が出てしまった。



- 2 工場の装置の故障により爆発事故が発生し、周辺の民家が破壊されてケガ人も発生した。

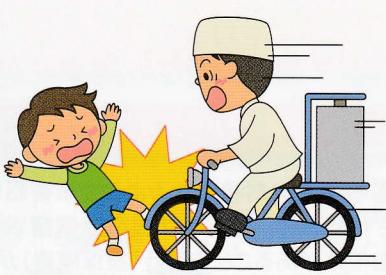


- 3 公園にあるブランコのチェーンがはずれ、遊んでいた子供が負傷した。



### 業務活動・行事等での不注意による事故

- 4 自転車で配達中、運転を誤つて通行人に衝突してケガを負わせてしまった。



- 5 展示会の参加者を誘導中に、誘導の不手際から参加者にケガを負わせてしまった。



- 6 商品説明中に誤って商品を施設の利用者の足の上に落とし、ケガを負わせてしまった。



## 昇降機賠償責任保険で対象となる事故例

### 機械の誤作動などによる事故

- 1 事務所のエレベーターの誤動作により、子供が扉にはざまれてケガを負わせてしまった。



- 2 デパートのエスカレーターが急停止したことにより施設の利用者が転倒し、ケガを負わせてしまった。



※ここで示した事故以外にも貴社(被保険者)の施設や業態に応じた事故を補償します。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 基本補償

施設所有管理者賠償責任保険  
業務遂行に起因する  
法律上の賠償責任の補償

貴社(被保険者)の従業員等の業務遂行上の偶然な事故によって第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

施設や設備等に起因する  
法律上の賠償責任の補償

貴社(被保険者)が所有、使用または管理している施設・設備等の欠陥あるいは管理の不備により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



## 昇降機賠償責任保険

エレベーター・エスカレーターに  
起因する法律上の賠償責任の補償

貴社(被保険者)が所有、使用または管理しているエレベーター・エスカレーターの欠陥あるいは管理の不備により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



**注意** この補償は昇降機賠償責任保険での対象となります。施設所有管理者賠償責任保険のみの引受けでは、お支払いの対象となりませんので、ご注意ください。

オプション  
補償

## ニーズに合わせた幅広いオプションをご用意しております。

## 被害者対応費用補償

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。



支払限度額
被害者1名 (法人の場合は1法人) 保険期間中
対人見舞費用 死亡の場合 10万円 死亡以外の場合 2万円 対物臨時費用 2万円
1,000万円

## 事故対応特別費用補償

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。



## 作業対象物補償

作業対象物(注)の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。  
(注)作業対象物の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

支払限度額
1事故保険金額と同額 自己負担額

## 費用内控払い補償

保険金をお支払いする場合に、通常は、設定された損害賠償金の支払限度額(保険金額)とは別枠でお支払いする費用保険金(損害防止費用、緊急措置費用、権利保全行使費用、争訟費用、協力費用)について、損害賠償金の支払限度額(保険金額)の範囲内とすることにより、保険料が割引となります。

\*費用の詳細は、[②③ページ](#)をご参照ください。

## 漏水による損害の補償

給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは汎らんする液体、気体、蒸気等による第三者の財物の損壊に起因して、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を被る損害を補償します。



**注意** このオプションは施設所有管理者賠償責任保険にのみ、セットできます。

支払限度額
基本補償の財物1事故保険金額と同額 自己負担額

## 人格権侵害補償

保険期間中に、貴社(被保険者)の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



支払限度額
被害者1名につき100万円 1事故・保険期間中1,000万円

## 第三者医療費用の補償

偶然な事故により第三者の身体の障害が発生し、貴社(被保険者)が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害を補償します。



支払限度額
被害者1名につき50万円 保険期間中1,000万円

## 物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害補償

基本補償で対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物に対して物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



支払限度額
1事故500万円または1,000万円 自己負担額 基本補償の自己負担額(財物賠償)と同額

\*支払限度額は、1事故500万円もしくは1,000万円をご選択いただけます。  
※施設所有管理者特約条項および昇降機特約条項の財物賠償の1事故保険金額が5,000万円以上の場合のみセットすることができます。